

○内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十六年内閣府告示第三十九号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けて認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

1

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟市

二 構造改革特別区域の名称 新潟市国際創業特区

三 構造改革特別区域の範囲 新潟市の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地

方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 本巣市
- 二 構造改革特別区域の名称 健やかな成長を支える給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 本巣市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第四十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 田原市

二 構造改革特別区域の名称 地産地消の食育による安心子育て特区

三 構造改革特別区域の範囲 田原市の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 清須市

二 構造改革特別区域の名称 地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区

三 構造改革特別区域の範囲 清須市の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公

立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北名古屋市
- 二 構造改革特別区域の名称 北名古屋いきいき給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北名古屋市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十一号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県神崎郡福崎町
- 二 構造改革特別区域の名称 福崎町健康づくり給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県神崎郡福崎町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第四十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 江田島市

二 構造改革特別区域の名称 江田島市にこにこ給食特区

三 構造改革特別区域の範囲 江田島市の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公

立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）